

雲南市ごみ集積施設整備費補助金について

(令和8年度版)

1 補助対象

- (1) 自治会単位となります。(年度内に1自治会あたり1回の申請に限ります。)
- (2) 設置経費が1万円以上であること。
- (3) 利用世帯が5世帯以上であること。

2 補助金の額

- (1) 可燃ごみ、不燃ごみのそれぞれで算定します。(可燃不燃の両方を兼用する場合は(2)を案分して計算します。)
- (2) 補助金は①設置経費の3分の1、②利用世帯数に5千円をかけた額のいずれか低い額を交付します。(上限10万円)
- (3) 百円未満の端数は切り捨てます。

3 申請方法

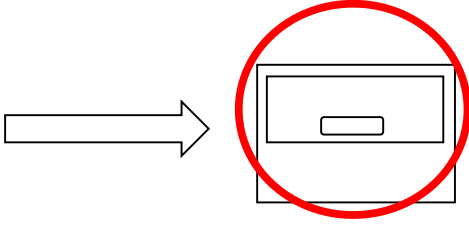
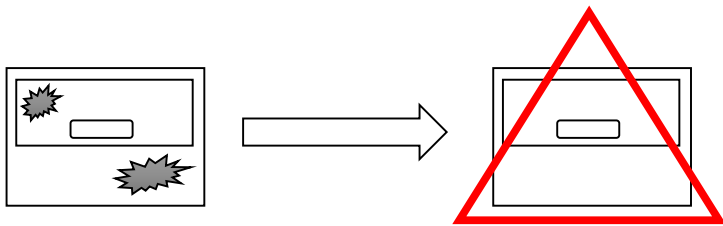
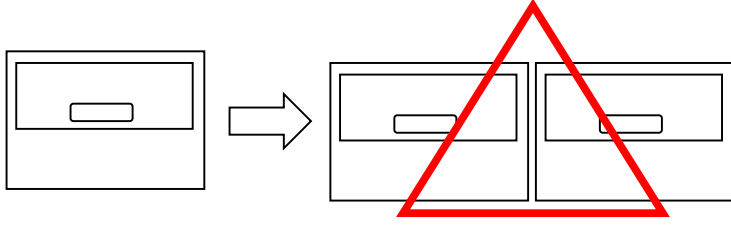
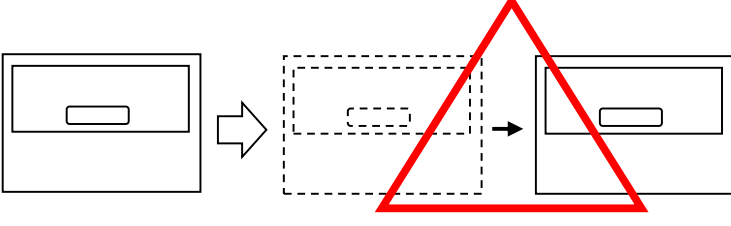
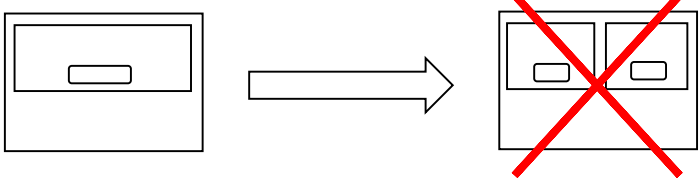
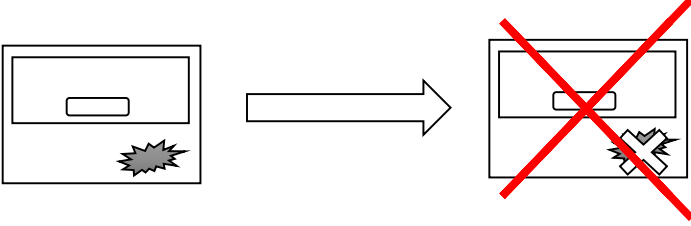
- (1) 自治会を代表する申請者より、市役所環境政策課または各総合センター市民福祉課又は市民サポート課に「様式第1号 ごみ集積施設整備費補助金交付申請書」に次の書類を添えて提出します。
 - ① 設置場所付近見取図
 - ② 平、断面図及び構造図(パンフレット、カタログでも構いません。)
 - ③ 工事費見積書
 - ④ 設置場所が県や市の所有地である場合は、占用許可証の写し
- (2) 環境政策課で補助金の審査を行い、「補助金等交付決定通知書」を申請者に送ります。
- (3) 自治会でごみ収集ボックスを発注し、設置してもらいます。
- (4) 申請者より、市役所環境政策課、各総合センター市民福祉課又は市民サポート課に「様式第2号 ごみ集積施設整備費補助金実績報告書」に次の書類を添えて提出します。
 - ① 領収書のコピー(年度内の日付の領収が必要です。領収宛名は自治会名となります。)
 - ② 「補助金等交付請求書」
 - ③ 完成写真
 - ④ 「口座振替払申出書」(市に口座の登録がない場合。個人口座は原則不可。)
- (5) 環境政策課で実績報告の審査を行い、「補助金確定通知書」を申請者に送ります。その後、指定された口座に補助金をお支払いします。

4 注意事項

- (1) 補助金交付決定通知後、事業に着手してください。(事後申請不可。)
- (2) 過去にこの補助金の対象となったごみ集積施設については、再度の申請の対象にはなりません。但し、災害その他特別な事由による場合は、この限りではありません。
- (3) 既存のごみ集積施設を改造、修繕する場合や、既存建築物等をごみ集積施設へ改装する場合は対象になりません。
- (4) 予算がなくなり次第終了となります。

問い合わせ先 環境政策課(0854-40-1033)

雲南市ごみ集積施設整備費補助金の対象について

項目	代表的な例	注意事項
新設		
更新		<p>原則、不可。 収集に支障がある場合のみ、個別に判断します。 既存ごみ集積施設の撤去及び処分費用は対象外となります。</p>
増設		<p>原則、不可。 ごみの出し方などを点検して見直しをしてください。 但し、世帯数やごみ集積施設の容量から判断して不足が明らかな場合は対象となることがあります。</p>
移設		<p>原則、不可。 移設をしなければならない理由について調査の上、個別に判断します。</p>
改造		<p>不可。 逆の場合も同じ。</p>
修繕		<p>不可。</p>

※ いずれの場合も、過去にこの補助金の対象となったごみ集積施設については、再度の申請の対象になりません。但し、災害その他特別な事由による場合は、この限りではありません。詳しくは、「雲南市ごみ集積施設整備費補助金交付要綱」並びにパンフレット「雲南市ごみ集積施設整備費補助金について」をご覧ください。